様式第１１号（第５条関係）

第　　　号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　様

産山村長

指 導 書

あなたは、地域森林計画の対象となっている下記の民有林の立木の伐採に当たって「伐採及び伐採後の造林の届出」をすることなく伐採を行いました。この行為は、森林法第10条の８第１項の規定に違反していますので厳重注意します。

今後、森林の伐採に当たっては関係法令を遵守し、適切な手続を行ってください。

なお、今後、同様の行為を行った場合には、森林法の規定に基づく告発等の措置を講ずることとなりますので、十分留意願います。

記

１ 伐採箇所

２ 伐採面積　　　　　　ha

３ 伐採樹種

【森林法抜粋】

第10 条の８　森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林（第25 条又は第25 条の２の規定により指定された保安林及び第41 条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（１）～（11） （略）

【森林法施行規則（省令）抜粋】

第９条 法第10 条の８第１項の届出書は、伐採を開始する日前90 日から30 日までの間に提出しなければならない。